

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第142期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社ニッカトー

【英訳名】 NIKKATO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西村 隆

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 経理部長 清水 奉明

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務 経理部長 清水 奉明

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッカトー 東京支社
(東京都文京区大塚5丁目7番12号 NKビル新大塚)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第141期 第3四半期 連結累計期間		第142期 第3四半期 連結累計期間		第141期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(千円)		5,874,415		6,250,772		8,265,014
経常利益	(千円)		614,774		764,258		871,157
四半期(当期)純利益	(千円)		343,101		447,294		505,132
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		307,142		310,715		480,429
純資産額	(千円)		7,732,783		8,061,598		7,906,014
総資産額	(千円)		10,564,046		10,888,373		11,034,354
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		28.77		37.51		42.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		73.2		74.0		71.6

回次		第141期 第3四半期 連結会計期間		第142期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		12.03		9.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第141期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、従来エンジニアリング事業に含めておりました関東電子計測株式会社は平成23年9月30日の臨時株主総会にて解散を決議し、現在清算手続き中であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨年3月に発生しました東日本大震災がもたらした甚大な被害と、さらに福島第1原発事故の影響による原子力発電の稼働に対する厳しい見直しの中で夏場の全国的な電力不足、また海外ではタイにおける記録的な大洪水で日系企業の工場水没による大規模な操業停止がもたらしたサプライチェーンの寸断等が、企業の生産活動に深刻な支障をきたしました。

その後、生産活動の復旧や個人消費の回復により一部で景気の持ち直し傾向が見られましたものの、ギリシャの財政問題に端を発したユーロ諸国の信用不安が世界的規模で影響を及ぼし始めましたことにより、さらなる円高の進行と世界経済の減速が懸念され、先行きの景気は不透明な状況で推移しました。

このような状況のもとで、当社グループは全社あげての節電等の経費削減はもちろんのこと、売上増大にも注力いたしました。

セグメント別では、セラミックス事業は電子部品業界向けを中心に営業活動に注力しました結果、耐摩耗セラミックスの販売が増加し、前年同期比5.4%増収の4,613,146千円となりました。利益面では、原燃料の値上がり等もございましたが、増収効果に加え、増産による生産設備の稼働率上昇で製造原価率も低下し、営業利益は前年同期比23.4%増益の708,869千円となりました。一方のエンジニアリング事業におきましても、計測機器その他で順調に販売を伸ばし、こちらも前年同期比9.3%増収の1,637,625千円となりました。利益面では、大口案件に加え販売経費の削減に努めたことにより前年同期比60.6%増益の42,999千円となりました。

全社では、当第3四半期連結累計期間の売上高は6,250,772千円と前年同期比6.4%の増収となりました。利益面でもセラミックス事業の好調に伴い、営業利益は751,868千円、経常利益は764,258千円と前年同期比それぞれ25.1%、24.3%の増益となりました。また、税金等調整前四半期純利益は、大きな特別損失もなかったことから前年同期比32.5%増益の762,528千円、四半期純利益は前年同期比30.4%増益の447,294千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに不適切な者によって支配されることを防止するための取組みを定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（会社の支配に関する方針）

（ ）基本方針の内容

当社は、当社の財務内容及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値及び株主様共同の利益を中長期的確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

したがって、当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

() 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまふ。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料(当社取締役会による代替案を出す場合もあります。)を提供する必要があるものと考えまふ。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値及び株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様ご自身に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株式の買収内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)、及び当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると考え、「大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入」(以下、本プランといいます。)を平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会で承認を得て導入をいたしました。

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的な判断を排除し、株主の皆様のために本プランを発動及び廃止等の運用に際してに実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は当社社外監査役及び社外の有識者の中から選任され、社外監査役1名と社外の有識者2名の計3名より構成されています。

対象となる大規模買付行為とは、当社が発行する株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等を行います。

大規模買付者は、事前に当社に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向証明書」を提出していただき、当社取締役会が「意向証明書」を受領後当社株主様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、必要情報の提供を受けるものとします。

当社取締役会が十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、必要情報提供完了後60日間(対価を現金のみとする公開買付)、または90日間(その他)の検討期間を設定します。ただし、さらに内容の検討や代替案の作成等で必要な場合は、10日間検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に、独立委員会に諮問し、当該大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、株主の皆様のご意見の把握に努めたり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉をし、当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、対抗措置を採ることが相当と認められる場合を除き、原則として対抗措置を採りません。また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

対抗措置の具体的内容としましては、新株予約権無償割当等で、新株予約権無償割当を行う場合は、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主様に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で、当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当をいたします。

本プランの有効期限は平成24年6月30日までに開催される第142回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、有効期限はさらに3年間延長されるものとします。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

() 上記()の取組みに関する取締役会の判断について

当社取締役会は、上記()の「不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」が、当社の基本方針に沿って策定されたものであり、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させるものであると判断しております。

また、本プランは定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効され、かつ有効期限前でも株主総会において変更または廃止決議がなされた場合は、その時点で実行される等、株主の意思を重視したものであります。

さらに、独立委員会の設置等、当社取締役会による恣意的な判断を防止する仕組みを確保するとともに、毎年の定時株主総会における取締役の選任（当社取締役の任期は1年）を通じて本プランの継続につき株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の総額は138,615千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は、積極的な設備投資により機械装置、土地等の有形固定資産が増加しましたものの、流動資産で現金預金が大幅に減少したため前年度末比1.3%減の10,888,373千円となりました。負債も長期借入金が増加しましたが、支払手形及び買掛金、未払法人税等の減少により前年度末比9.6%減の2,826,774千円となりました。

純資産は利益剰余金の増加により前年度末比2.0%増加の8,061,598千円となりました。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループ経営陣は、現在の事業環境および入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するように努めております。

当社グループを取巻く事業環境を鑑みると、昨年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」と、それに起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が長期化することが予想され、景気の「腰折れ」の懸念も囁かれており、予断を許さない状況が続くと思われまます。

このような状況下ではございますが、当社グループは全社をあげての合理化を推し進めると共に、新製品、新商品の開発にも注力していく所存でございます。

まず、合理化につきましては、あらゆる経費の節減努力はもちろんのこと、生産面における温室効果ガス排出量の削減に注力するとともに、生産改革によるコストダウンを推進いたします。

新製品、新商品分野では、環境・省エネ用セラミックスの開発を重点に、このための積極的な設備投資を実施いたします。

社内管理体制では、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努め、内部統制システムの運用強化を図ってまいります。

上記事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,280,000
計	37,280,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,135,695	12,135,695	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,135,695	12,135,695		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		12,135,695		1,320,740		1,088,420

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 211,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,906,300	119,063	
単元未満株式	普通株式 17,995		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,135,695		
総株主の議決権		119,063	

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニッカトー	堺市堺区遠里小野町3丁 2番24号	211,400		211,400	1.74
計		211,400		211,400	1.74

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,024,905	1,442,324
受取手形及び売掛金	2,591,880	2,786,796
有価証券	332,005	30,575
商品及び製品	579,015	567,622
仕掛品	517,917	783,134
原材料及び貯蔵品	201,298	274,913
その他	170,055	90,361
貸倒引当金	5,783	6,931
流動資産合計	6,411,294	5,968,797
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,623,285	1,630,653
機械及び装置(純額)	1,047,427	1,329,745
その他(純額)	688,641	789,314
有形固定資産合計	3,359,355	3,749,713
無形固定資産	18,704	25,226
投資その他の資産		
その他	1,245,114	1,144,635
貸倒引当金	114	-
投資その他の資産合計	1,244,999	1,144,635
固定資産合計	4,623,059	4,919,575
資産合計	11,034,354	10,888,373
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,221,136	1,079,898
短期借入金	402,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	175,972	267,472
未払金	255,457	253,844
未払法人税等	336,859	30,442
賞与引当金	229,000	119,500
役員賞与引当金	22,330	16,747
その他	117,082	54,661
流動負債合計	2,759,838	2,222,566
固定負債		
長期借入金	106,714	330,816
退職給付引当金	42,640	58,304
役員退職慰労引当金	116,175	110,334
資産除去債務	33,820	36,626
その他	69,149	68,126
固定負債合計	368,500	604,207
負債合計	3,128,339	2,826,774

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,320,740	1,320,740
資本剰余金	1,221,859	1,221,859
利益剰余金	5,577,196	5,869,473
自己株式	91,662	91,777
株主資本合計	8,028,133	8,320,296
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	122,118	258,697
その他の包括利益累計額合計	122,118	258,697
純資産合計	7,906,014	8,061,598
負債純資産合計	11,034,354	10,888,373

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	5,874,415	6,250,772
売上原価	4,334,635	4,601,164
売上総利益	1,539,780	1,649,608
販売費及び一般管理費	938,687	897,739
営業利益	601,092	751,868
営業外収益		
受取利息	3,108	6,292
受取配当金	12,956	13,939
助成金収入	1,161	-
その他	16,048	8,778
営業外収益合計	33,273	29,010
営業外費用		
支払利息	9,377	11,050
株主名簿管理人変更費用	5,378	-
コミットメントフィー	3,398	3,398
その他	1,437	2,171
営業外費用合計	19,592	16,619
経常利益	614,774	764,258
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28,867	-
固定資産除却損	8,000	-
固定資産廃棄損	2,609	1,730
特別損失合計	39,476	1,730
税金等調整前四半期純利益	575,297	762,528
法人税、住民税及び事業税	228,000	230,282
法人税等調整額	4,195	84,950
法人税等合計	232,195	315,233
少数株主損益調整前四半期純利益	343,101	447,294
四半期純利益	343,101	447,294

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	343,101	447,294
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	35,958	136,578
その他の包括利益合計	35,958	136,578
四半期包括利益	307,142	310,715
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	307,142	310,715

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.7% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01% 平成27年4月1日以降 35.64% この税率変更により繰延税金資産の純額が13,547千円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が13,547千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
一括決済(ファクタリング)	16,773千円	27,958千円
一括決済(ファクタリング)方式については、債務引渡し残高のうち、下請代金支払遅延等防止法による遡及義務の金額を表示しております。		

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形		112,389千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	398,461千円	397,085千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,623	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	71,547	6.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	71,547	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年11月7日 取締役会	普通株式	83,470	7.00	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス事業	エンジニアリング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	4,375,950	1,498,464	5,874,415
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	4,375,950	1,498,464	5,874,415
セグメント利益	574,313	26,778	601,092

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	601,092
四半期連結損益計算書の営業利益	601,092

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス事業	エンジニアリング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	4,613,146	1,637,625	6,250,772
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	4,613,146	1,637,625	6,250,772
セグメント利益	708,869	42,999	751,868

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	751,868
四半期連結損益計算書の営業利益	751,868

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	28円77銭	37円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	343,101	447,294
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	343,101	447,294
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,924	11,924

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>当社は、平成24年 2月 6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため</p> <p>(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容 取得する自己株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 150,000株(上限) 取得する期間 平成24年 2月 7日 取得額の総額 平成24年 2月 6日の終値(最終特別気配値を含む)を取得価格とし、取得株式総数を乗じた額を上限とする 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による買付け</p> <p>(3) 取得日 平成24年 2月 7日</p> <p>(4) その他 上記 T o S T N e T - 3による取得の結果、当社普通株式150,000株(取得価額70,200千円)を取得いたしました。</p>

2 【その他】

第142期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年11月7日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	83,470千円
1株当たりの金額	7円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社ニッカトー
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 田 利 昭 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッカトーの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッカトー及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。